

本社機能等移転促進事業補助金

企業の本社機能等の移転において、県内への移転等に要する経費を助成し、秋田での事業の拡大や、多様で安定的な雇用の創出を支援します。

1 対象企業

県内に本社機能等を移転し、本店登記する企業
(本店登記については、登記を行わない場合でも内容により認められる場合があります。)

2 補助要件

・県内本社機能等での増加常用雇用者数2名以上(役員も含む)

※ 本社機能等…全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門および研究所、研修所

3 補助内容

対 象 経 費	移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費
補 助 率	40%※
補 助 上 限	4,000万円



※新規常用雇用者の給与が首都圏と同等の場合 50%

4 指定申請の受付期間

令和6年3月まで随時受付

5 本社機能等移転にあわせて設備投資を行う場合の助成制度

本社機能等移転とあわせて設備投資を行う場合、「あきた企業立地促進助成事業補助金」及び「はばたく中小企業投資促進事業補助金」の雇用要件を緩和するほか、補助率を加算します。

補助金名称	雇用要件の緩和		補助率の特別加算
	通常申請	併用申請	
あきた企業立地促進助成事業補助金 (設備投資支援型)	10人以上	5人以上	+5%
はばたく中小企業投資促進事業補助金	5人以上	2人以上	

お問い合わせ